

※就学援助制度の周知のため、全ての保護者様へご案内しております。
今年度、既に準要保護就学援助を申請済の方は再申請の必要はありません。

保護者のみなさんへ

可児市教育委員会

要保護・準要保護児童生徒就学援助制度のお知らせ

この制度は、経済的な理由によって、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費や学校給食費などの一部を援助するものです。（費用を免除するものではありません。）

この制度の援助費を受給するにあたっては、必要事項を記入し、必要書類を添付した申請書を提出して、教育委員会の認定を受けることが必要です。

1 援助申請対象者

可児市立の小中学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する者

該当要件	添付書類等
① 生活保護を受けている。	添付書類不要
② 生活保護が停止または廃止された。	停止又は廃止証明書の写し
③ 児童扶養手当を受けている。	児童扶養手当証明書の写し
④ 市民税が非課税になっている。	※ <u>下記の注意事項参照</u>
⑤ 市県民税の減免を受けている。	市県民税の減免等決定通知書の写し ※ <u>下記の注意事項参照</u>
⑥ 国民年金保険料の減免を受けている。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し ※ <u>下記の注意事項参照</u>
⑦ 国民健康保険税の減免又は納付の猶予を受けている。	国民健康保険税の減免決定通知書・徴収猶予決定通知書の写し ※ <u>下記の注意事項参照</u>
⑧ ・その他、経済的な理由等により児童生徒の就学が困難となる特別な事情がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響等による家計の急変があった（裏面注釈参照）	※ <u>下記の注意事項参照</u>
※注意事項：④～⑧の支給要件のいずれかに該当する場合で、(1)保護者、(2)保護者と同居している人、(3)別住所の配偶者のうち、当該年の1月2日以降に可児市に転入した方がいる場合は、その方の所得証明を必ず添付してください。 所得が未申告の場合は、1月1日の住所地において市県民税の申告が必要です。	

2 援助内容

- ・学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費などの一部（全額補助ではありません。）
- ※生活保護世帯は、修学旅行費のみ対象
- ※オンライン学習通信費は、「可児市モバイルルーター等貸出規程」による貸出を受けている世帯が対象

3 申請方法

- ・「要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、児童生徒が在籍する校長を経由して可児市教育委員会へ提出してください。
- ※用紙は、学校教育課（市役所4階）および各学校にあります。

4 認定

- ・可児市教育委員会で審査の上、認定の可否を決定し、通知します。

5 認定期間

- ・毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。
- ・4月1日からの認定は、4月中に申請書を提出してください。
- ・年度途中においても随時提出はできますが、申請書等の書類を受理した日の翌月からの認定となります。
* 援助費は月割りでの支給となります。（オンライン学習通信費を除く。）
* 途中申請は、毎年2月末日までが申請期限です。

6 注意事項

- ・申請には、同一住所の方全員の記載が必要です。
また、配偶者が別住所にいる場合（単身赴任等）も配偶者の記載・添付書類の提出が必要です。
- ・申請の内容について、審査に必要な範囲でお尋ねすることがあります。
- ・審査の結果、認定とならないことがありますのであらかじめご了承ください。
- ・「経済的な理由等」により申請された場合の判定に使う基準額は、世帯の家族構成や年齢によって変動するため、基準額をお伝えすることはできません。

7 支給時期

- ・原則として8月下旬、12月下旬、3月中旬です。

問い合わせ先 学校教育課 学校支援係 (0574)62-1111 内線2413
--

注釈) 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策としての就学援助について

新型コロナウイルス感染症の影響等で、失業、収入減少といった経済状況の悪化があった方（該当要件⑧）については、今後の収入見込額による判定を実施することが可能です。

また、この申請を行い教育委員会の認定を受けた場合には、令和5年度に限り、申請があった月から認定期間とし、援助を行います。

(1)対象者

新型コロナウイルス感染症の影響等により世帯の収入が著しく減少した世帯

(2)提出書類（3点）

① 令和5年度 要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書 兼 承諾書

② 家計の急変に伴う特別審査申立書

用紙は、学校教育課（市役所4階）にあります。

③ 失業、収入減少対象者の書類

イ) 雇用保険の受給資格者証または離職票・・・給与所得者で、失業の場合

ロ) 直近3ヶ月の給与明細書・・・給与所得者で、収入減少の場合

ハ) 収入明細書・・・個人事業主で、失業または収入減少の場合

※その他、必要に応じ、追加の書類提出をお願いすることがあります。

(3)提出先

学校教育課（市役所4階）に提出してください。

(4)認定月

申請があった月（令和5年度のみ対応）

(5)認定後の対応

- ・支給時期の前に見込額が適正かどうかの追加調査を実施します。
- ・再就職した場合や収入が回復した場合など、ご家庭の経済状況が好転した際には、別途、指定する用紙を提出してください。